

議 事 日 程

令和 2 年 3 月 3 0 日

午後 1 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 3 月行事報告

第 5 議 案

第12号議案 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

第13号議案 島原市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

第14号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第15号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について

第16号議案 島原市教育支援委員会委員の委嘱について

第17号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について

第18号議案 島原市立小中学校の学校医の委嘱について

第19号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

第20号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について

第21号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 島原市教育大綱（第2期）について

② 3 月市議会定例会一般質問答弁要旨(教育関係)報告

③ 4 月行事予定表

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 第12号議案 | 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則 |
| 第13号議案 | 島原市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 |
| 第14号議案 | 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について |
| 第15号議案 | ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について |
| 第16号議案 | 島原市教育支援委員会委員の委嘱について |
| 第17号議案 | 島原市立小中学校の学校医の解職について |
| 第18号議案 | 島原市立小中学校の学校医の委嘱について |
| 第19号議案 | 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について |
| 第20号議案 | 島原図書館協議会委員の委嘱について |
| 第21号議案 | 島原市スポーツ推進委員の委嘱について |

令和2年3月30日 定例会

第 1 2 号議案

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局職員職名規則（昭和 3 1 年島原市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号中「嘱託」を「会計年度任用職員」に改め、同号を第 6 号とする。

別表第 2 技術員に属するものの項職種名の欄中「養護婦・」を削り、同表中

「

嘱託	嘱託
----	----

を

」

「

会計年度任用職員に属するもの	教育委員会が別に定めるもの
----------------	---------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料																
第 3 条 職員の職名は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 会計年度任用職員	第 3 条 職員の職名は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 事務員 (5) 略 (6) 略 (7) 嘱託 別表第 2	使用機会がないため削除 会計年度任用職員制度導入により嘱託を会計年度職員に変更																
別表第 2	別表第 2																	
<table><tr><td>区分</td><td>職種名</td></tr><tr><td>技術員に属するもの</td><td>____ 栄養士</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>会計年度任用職員に属するもの</td><td>教育委員会が別に定めるもの</td></tr></table>	区分	職種名	技術員に属するもの	____ 栄養士	略		会計年度任用職員に属するもの	教育委員会が別に定めるもの	<table><tr><td>区分</td><td>職種名</td></tr><tr><td>技術員に属するもの</td><td>養護婦・栄養士</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>嘱託</td><td>嘱託</td></tr></table>	区分	職種名	技術員に属するもの	養護婦・栄養士	略		嘱託	嘱託	養護婦は職名自体が使用されておらず雇用予定もないため削除 会計年度任用職員制度導入により表の区分の嘱託を会計年度任用職員に属するものに、職種の嘱託を教育委員会が別に定めるものに変更
区分	職種名																	
技術員に属するもの	____ 栄養士																	
略																		
会計年度任用職員に属するもの	教育委員会が別に定めるもの																	
区分	職種名																	
技術員に属するもの	養護婦・栄養士																	
略																		
嘱託	嘱託																	

第 13 号議案

島原市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

このことについて、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和 2 年 3 月 30 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、島原市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めようとするもの。

(目的)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号。以下「特別措置条例」という。）第8条の規定に基づき、島原市立小・中学校の教育職員（以下「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別措置条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在校等時間 特別措置条例第8条第2項の指針（令和2年文部科学省告示第1号）が規定する在校等時間をいう。
- (2) 所定の勤務時間 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の規定する休日以外の日における正規の勤務時間をいう。

(上限時間の原則)

第3条 市教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
- (2) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(特別な事情の上限時間)

第4条 市教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前条の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- (2) 1年間時間外在校等時間 720時間
- (3) 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- (4) 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

（その他の事項）

第5条 前2条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、市教育委員会が別に定める。

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島原市立小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針

島原市教育委員会

1. 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教育職員の長時間労働の実態が明らかになっている。このことは、子供たちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる問題となっている。とりわけ、「超勤4項目」以外の業務への対応が長時間化し、教育職員の疲弊による教育力の低下が懸念される現状があることから、これまで学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとするためには、「学校における働き方改革」が進めなければならない。

このような状況の中、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されるとともに「公立の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が令和2年1月17日に告示された。

このことを受けて、県教育委員会は「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例」を改正し、教育職員の勤務時間の上限について服務を監督する教育委員会の教育委員会規則で定めることとなった。

島原市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、文部科学省が策定した指針及び長崎県教育委員会が策定した方針を参考にして、教育委員会規則において教育職員の勤務時間の上限時間を定めるとともに、「島原市立小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、市教育委員会、学校、教育職員が協働して、教育職員の長時間勤務縮減にむけた取組を進め、「学校における働き方改革」を総合的に推進する。

2. 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち、島原市立小・中学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

3. 在校等時間の上限の原則

(1) 本方針において対象となる「在校等時間」の考え方

学校における働き方改革を進めるために、条例や規則等では対象とはならない、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「在校等時間」として勤務時間管理の対象とする。

なお、在校等時間とは、在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自己申告により行う自己研鑽等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間をいう。

(2) 上限の目安時間

- | | | |
|---|--------------------------|---------|
| ① | 1か月の超過勤務時間 ^{※1} | 45時間以内 |
| ② | 1年間の超過勤務時間 ^{※2} | 360時間以内 |

※1 1か月の在校等時間の総時間から「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（以下「条例」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

※2 1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

(3) 特例的な扱い

上記（2）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| ① | 1か月の超過勤務時間 ^{※1} | 100時間未満
連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、1か月当たりの平均が、80時間以内 |
| ② | 1年間の超過勤務時間 ^{※2} | 720時間以内
1か月の超過勤務時間が45時間を超える月は、1年間に6月まで |

この場合において、「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に勤務をせざるを得ない場合とする。

具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合など。そのほか、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務が生じた場合とする。

4. 市教育委員会が講ずる措置

市教育委員会は、以下の取組を進める。

- (1) 本方針を踏まえた各学校における取組の状況を把握するとともに、その状況を踏まえ、業務の分担の見直しや適正化等、必要な環境整備等の取組を実施し、在校等時間の縮減を目指す。
- (2) 出退勤管理システムにより教育職員の在校等時間を把握し、在校等時間の上限の原則を超えた職員がいる場合には、その学校における業務や環境整備等の状況について検証を行い、改善に向けた取組を推進する。
- (3) 市教育委員会は、保護者も含めて社会全体がこの方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図る。

5. 留意事項

- (1) 校長等の管理職は、本方針が、上限の目安時間まで教育職員が在籍したうえで勤務することを推奨するものではないこと、並びに上限の目安時間の遵守のみを求めるものではないことを認識すること。
- (2) 校長は、在校等時間をICTの活用等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 校長は、教育職員の休憩時間や休日の確保等については、労働法制を遵守するとともに、年次休暇等について計画的にその取得を促進すること。また、退庁から登庁までに一定時間を確保すること。
- (4) 校長は、心身の健康問題相談窓口を設置するとともに、在校等時間が一定時間を超えた教育職員へは、必要に応じて医師による面接指導や健康診断を勧めるものとする。また、場合によっては、市教育委員会に産業医等による保健指導等を要請すること。
- (5) 校長及び教育職員は、上限の目安時間の遵守を徹底することを優先し、真に必要な教育活動をおろそかにするようなことがあってはならない。また、虚偽の在校時間の記録を残したり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、厳に避ける。
- (6) 市教育委員会は、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

第 1 4 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議 会連合会会長	児玉 勝利	島原市湊新地408-5	R2.4.1～R4.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	平山 政一	島原市城内一丁目1213	R2.4.1～R4.3.31
島原市立第三中学校長	渡邊 吉高	島原市梅園町丁2898	R2.4.1～R4.3.31

令和 2 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第9条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

参考

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	<u>児玉 勝利</u>	島原市湊新地408-5	R2.4.1～R4.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経	島原市城内二丁目1130	H31.4.1～R4.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 竜彦	島原市下折橋町4520	H31.4.1～R4.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	蒲川 俊浩	島原市本光寺町4353	H31.4.1～R4.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	<u>平山 政一</u>	島原市城内一丁目1213	R2.4.1～R4.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H31.4.1～R4.3.31
島原市立第一中学校長	矢島 和幸	島原市城内一丁目1222	H31.4.1～R4.3.31
島原市立第二中学校長	牟田 満	島原市新山三丁目8916	H31.4.1～R4.3.31
島原市立第三中学校長	<u>渡邊 吉高</u>	島原市梅園町丁2898	R2.4.1～R4.3.31
島原市立三会中学校長	本田 恭子	島原市下宮町甲2511-2	H31.4.1～R4.3.31
島原市立有明中学校長	本田 昌孝	島原市有明町大三東戊1535	H31.4.1～R4.3.31
計	11名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 号議案

ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について

ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 2 年 3 月 30 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第 17 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

別紙

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	児玉 勝利	島原市湊新地町408-5	R2.4.1～R5.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経	島原市城内二丁目1130	R2.4.1～R5.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 達彦	島原市下折橋町4520	R2.4.1～R5.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	蒲川 俊浩	島原市本光寺町4353	R2.4.1～R5.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	平山 政一	島原市城内一丁目1213	R2.4.1～R5.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	R2.4.1～R5.3.31
島原公共職業安定所所長	濱本 和之	島原市片町633	R2.4.1～R5.3.31
計	7名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 16 号議案

令和 2 年度島原市教育支援委員会委員の委嘱について

令和 2 年度島原市教育支援委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 2 年 3 月 30 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育支援委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

氏名	役職名	委嘱区分 委員会規則
たかぎ あきのり 高城 昭紀	病院長 (精神科)	第3条 (1) 医師
いなだ よしひさ 稲田 善久	外科医院長 (整形外科)	第3条 (1) 医師
かまち こうしょう 蒲池 興照	福祉法人施設長	第3条 (2) 社会福祉施設職員
なかつ かつゆき 中田 克之	県立島原特別支援学校校長	第3条 (4) 関係教育機関職員
こんどう か な こ 近藤 加那子	島原市保健センター保健師	第3条 (3) 学識経験者
はら ひろし 原 洋	島原市立第三小学校校長 (特別支援教育研究部長)	第3条 (4) 関係教育機関職員
おおほり ゆ か 大堀 由香	幼児ことばの教室指導員	第3条 (3) 学識経験者
おおしま てつや 大島 哲也	島原市立第五小学校指導教諭 (特別支援教育 指導教諭)	第3条 (4) 関係教育機関職員
ゆきの りょうこ 雪野 亮子	島原市立三会小学校教諭 (通級指導教室担当－LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員
くさの ま き 草野 真紀	島原市立三会中学校教諭 (知的障害特別支援学級担当)	第3条 (4) 関係教育機関職員

(任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(参考)

島原市教育支援委員会規則（抜粋）

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級（知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等）並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

第 17 号議案

島原市立小中学校の学校医の解職について

島原市立小中学校の学校医として、次の者の委嘱を解く。

	氏 名	性別	年齢	学 校 名	備 考
学校医	山口 哲磨	男	82	島原市立三会小学校	令和2年3月 31日付辞任

令和2年3月30日提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするものである。

辞 任 届

私儀

一身上の都合により、島原市立三会小学校医を辞任致したくお届けします。
(令和2年 3月31日付)

令和2年 2月 28日

住所 島原市大手原町甲2304番地2

氏名 山 口 哲 磨



島原市教育委員会

教育長 森本 和孝 様

第 18 号議案

島原市立小中学校の学校医の委嘱について

島原市立小中学校の学校医として、次の者を委嘱する。

	氏 名	性別	年齢	学 校 名	備 考
学校医	齊藤 信明	男	52	島原市立三会小学校	令和2年4月1日 から

令和2年3月30日提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

学校医の辞任に伴い、学校保健安全法第23条により委嘱しようとするものである。

(参考)

令和2年度 島原市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧

	校 医	校 医	校医	校 医	学校歯科医	学校薬剤師
一 小	城谷 哲也	稲田 善久	松岡 邦子	山口 良二	喜多 清基	田口 守
二 小	高尾 真子	宮崎伸一郎	松岡 邦子	内田 雅文	山口 順康	織田 哲平
三 小	内田 象之	河原 郁夫	小嶺 大志	山口 良二	渡部 哲夫	織田美智子
四 小	前田 由紀	池田 文明	山内 康熙	山口 良二	稲田 浩一	織田 康男
五 小	高尾 雄三	土井 康郎	小嶺 大志	山口 良二	大場 堂信	織田堅一郎
三 会 小	木下 眞吾	齊藤 信明	山内 康熙	山口 良二	松田 威	宮原 敏郎
大三東小	楠原 智彦	伊東 大介	山内 康熙	内田 雅文	松井 良二	森田 孝明
高 野 小	楠原 智彦		山内 康熙	内田 雅文	松本 賢二	神崎いくみ
湯 江 小	徳永 清治	亀本 裕徳	山内 康熙	内田 雅文	末吉 孝夫	小林 和子
一 中	石橋 俊秀	酒井 真志	中村 隆平	山口 良二	宮崎 宏延	田口 守
二 中	林 敏明	伊東 捷二	中村 浩平	内田 雅文	宮崎啓一郎	織田美智子
三 中	水田 舜助		小嶺 大志	山口 良二	松藤 鉄也	織田堅一郎
三 会 中	魚住 明		山内 康熙	山口 良二	原口 晴夫	宮原 敏郎
有 明 中	貴田 秀樹	西村 行政	山内 康熙	内田 雅文	森元 郁哉	小林 和子

第 19 号議案

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

島原市少年センター少年補導委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 2 年 3 月 30 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市少年センター規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原市少年センター少年補導委員（任期１年「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」）

地区	番号	氏名	年齢	住所（職場等）	在職
三会	1	山口 正二	52	島原市油掘町丙763-2	17
	2	森本 誉介	52	島原市津吹町乙1285	8
	3	佐仲 勝秀	43	島原市中野町丙1365-1	1
	4	田浦 和幸	48	島原市下宮町甲1894	7
	5			（三会小）	
	6			（三会中）	
杉谷	7	林田 正剛	70	島原市本町甲186-1	21
	8	長田 和久	61	島原市山寺町丙843-2	5
	9	松本 久美	56	島原市本町乙502	6
	10	加納 文	49	島原市宇土町乙699	5
	11			（第四小）	
	12			（第一中）	
森岳	13	吉富 昭憲	72	島原市浦の川町1900	21
	14	野田 耕起	77	島原市城内 2 丁目1040-1	12
	15	松本 恭子	65	島原市城内 2 丁目1044	2
	16	入江 靖宏	62	島原市柏野町3241-2	0
	17	石本 法子	66	島原市柏野町2774-3	18
	18	辻野 貴士	46	島原市柿の木町2954	2
	19			（第一小）	
	20			（第一中）	
霊丘	21	松本 宗敏	69	島原市弁天町一丁目84	23
	22	林田 敏幸	68	島原市新町一丁目320	23
	23	森川 晃成	25	島原市万町498-2	1
	24	杉田 守	56	島原市白土町1902-4	4
	25	林田 洋一	49	島原市弁天町一丁目2	8
	26	吉田 真	48	島原市青葉町5412-3	3
	27			（第二小）	
	28			（第二中）	
白山	29	上田 すず子	65	島原市南下川尻町10	22
	30	長池 恭子	49	島原市湊町300	0
	31				
	32	中田 博文	58	島原市浦田二丁目7567-15	7
	33	宇土 茂人	58	島原市浦田二丁目753	17
	34	中尾 明稔	56	島原市新山一丁目8606-7	9
	35			（第三小）	
	36			（第二中）	

地区	番号	氏 名	年齢	住 所	在職
安中	37	佐藤 信弘	72	島原市新湊二丁目丙1713	26
	38	園田 敏之	72	島原市秩父が浦町丁3501-15	6
	39	佐藤 良二	70	島原市大下町丙1315	4
	40	小鉢 博子	67	島原市新湊二丁目丙1721-4	10
	41	松崎 清晴	67	島原市新湊二丁目丙1989番地	6
	42			(第五小)	
	43			(第三中)	
大三東	44	田中 邦浩	53	島原市有明町大三東甲579-2	11
	45	宇土 国義	61	島原市有明町大三東乙577	15
	46	馬渡 清郎	61	島原市有明町大三東甲2167-1	13
	47	松本 信二	55	島原市有明町大三東戊936-1	15
	48			(大三東小)	
	49			(有明中)	
高野	50	本田 保久	59	島原市有明町大三東戊2723	15
	51	吉田 孝信	70	島原市有明町大三東戊3391-2	15
	52	和泉 泰浩	43	島原市有明町大三東戊3541	0
	53	柴原 利彦	41	島原市有明町大三東戊2926-1	0
	54			(高野小)	
	55			(有明中)	
湯江	56	前田 政勝	57	島原市有明町湯江丙2055	15
	57	森川 陽子	52	島原市有明町湯江丁683-6	6
	58	尾崎 正祥	51	島原市有明町湯江乙2524番地172	6
	59			(湯江小)	
	60			(有明中)	
高校等	61			(島原高校)	
	62			(島原高校定時制)	
	63			(島原農業高校)	
	64			(島原工業高校)	
	65			(島原商業高校)	
	66			(島原中央高校)	
	67			(島原青年会議所)	

(参考)

島原市少年センター規則（抜粋）

（少年補導委員）

第5条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 少年補導委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第 2 0 号議案

島原図書館協議会委員の委嘱について

島原図書館協議会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 2 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原図書館設置条例第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原図書館協議会委員（任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）

氏名	住所	年齢	年数	備考
山田 和子	島原市浦田二丁目7568-5	65	26年	社会教育の関係者
梅原 睦子	島原市有明町大三東戊1954	59	2年	家庭教育の関係者
山本 かすみ	島原市湊町281-2	57	14年	家庭教育の関係者
北田 貴子	島原市亀の甲町乙1650-4	52	11年	社会教育の関係者
広瀬 智子	島原市城見町4227	66	8年	社会教育の関係者
大隅 謙一郎	島原市桜町978	76	6年	学識経験のある者
山本 直子	島原市下の丁2003-1	50	6年	学校教育の関係者
				学校教育の関係者 (幼稚園関係者)
				学校教育の関係者 (校長会選出)

(参考)

島原図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関する庶務は、委員会事務局において処理する。

第 2 1 号議案

島原市スポーツ推進委員の委嘱について

島原市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。

令和 2 年 3 月 3 0 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条並びに島原市スポーツ推進委員に関する規則（平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日教育委員会規則第 4 号）第 3 条及び第 4 条により委嘱しようとするものである。

島原市スポーツ推進委員名簿（計41名）

別紙

■任期（2年間） 自：令和 2年 4月 1日
至：令和 4年 3月31日

NO	地区	新	氏名	ふりがな	年齢	経験年数	住所
1	有明		松本 勇夫	まつもと いさお	66	27	島原市有明町湯江
2	〃		織田 義信	おりた よしのぶ	71	25	島原市有明町湯江
3	〃		永田 政澄	ながた まさすみ	61	25	島原市有明町大三東
4	〃		荒木 加奈子	あらき かなこ	66	21	島原市有明町湯江
5	〃		伊達 幸子	だて ゆきこ	53	10	島原市有明町大三東
6	〃		本多 孝治	ほんだ たかはる	48	6	島原市有明町大三東
7	〃		太田 恵久	おおた やすひさ	48	6	島原市有明町湯江
8	〃		水本 由紀	みずもと ゆき	47	4	島原市有明町大三東
9	〃		稲田 武	いなだ たけし	48	2	島原市有明町湯江
10	〃		中村 和章	なかむら かずあき	50	2	島原市有明町大三東
11	〃		大島 稔久	おおしま としひさ	48	2	島原市有明町大三東
12	三会		北浦 雄一	きたうら ゆういち	43	16	島原市洗切町
13	〃		福島 真一	ふくしま しんいち	48	8	島原市出平町
14	〃		橋川 好美	はしかわ よしみ	47	4	島原市寺中町
15	〃		堀島 大輔	ほりしま だいすけ	39	4	島原市広高野町
16	〃		渡辺 辰也	わたなべ たつや	40	2	島原市長貴町
17	杉谷		立山 元気	たてやま げんき	37	11	島原市立野町
18	〃		村里 昌美	むらさと まさみ	56	4	島原市下折橋町
19	〃		廣安 伸哉	ひろやす のぶや	34	4	島原市青葉町
20	〃		吉田 憲正	よしだ けんせい	45	2	島原市中尾町
21	〃		増田 繁一郎	ますだ しげいちろう	42	2	島原市本町
22	森岳		上田 三生	うえだ みつお	47	16	島原市上の町
23	〃		尾藤 豪洋	びとう ともひろ	53	12	島原市浦の川
24	〃		北野 美亜	きたの みあ	43	12	島原市中町
25	〃		永野 富士夫	ながの ふじお	61	11	島原市田町
26	〃		本多 保	ほんだ たもつ	57	1	島原市城内三丁目
27	霊丘		中村 浩平	なかむら こうへい	62	12	島原市上の原一丁目
28	〃		村上 彰	むらかみ あきら	56	12	島原市高島二丁目
29	〃		森脇 久夫	もりわき ひさお	57	8	島原市高島二丁目
30	〃		本多 貴弘	ほんだ たかひろ	49	4	島原市弁天町一丁目
31	〃		水本 聖子	みずもと しょうこ	43	2	島原市中堀町
32	白山		上田 武寛	うえだ たけひろ	59	20	島原市西八幡町
33	〃		大町 伸子	おおまち のぶこ	51	12	島原市新山一丁目
34	〃		前田 泰秀	まえだ やすひで	42	8	島原市坂上町
35	〃		山田 智伯	やまだ とものり	46	6	島原市新山二丁目
36	〃	新	古瀬 彬	こせ あきら	37	0	島原市八幡町
37	安中		出田 春喜	いでた はるき	63	32	島原市船泊町
38	〃		園田 正文	そのだ まさふみ	57	14	島原市大下町
39	〃		霜田 重男	しもだ しげお	56	12	島原市札の元町
40	〃		森川 志保	もりかわ しほ	48	4	島原市新湊一丁目
41	〃	新	佐藤 好信	さとう よしのぶ	43	0	島原市天神元町

※年齢は令和2年4月1日現在

(参考)スポーツ推進委員委嘱に係る関係条文

《スポーツ基本法》

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

《島原市スポーツ推進委員に関する規則》

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者の中から委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、41人以内とする。

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 島原市教育大綱（第2期）
- 3月市議会定例会一般質問報告

令和2年3月30日 定例会

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	月	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
2	月	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
3	火	定例市議会本会議 一般質問（～6日）	10:00	有明庁舎議場	教育長、次長、課長
5	木	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	森田
5	木	臨時校長会	14:00	有明公民館	課長、平田、中村
9	月	県南地域感染症対策協議会	15:00	県南保健所	森田
10	火	ALTミーティング	15:00	森岳公民館	中村
10	火	市自殺対策地域ネットワーク会議	15:00	本庁	平田
11	水	教育厚生委員会	10:00	議会会議室	教育長、課長、平田、中村
12	木	定例教頭会	10:30	三会公民館	課長、平田、中村、森田、小鉢
12	木	長崎県GIGAスクール構想1人1台端末導入検討会	10:00	県庁	園田
13	金	予算審査特別委員会	10:00	有明庁舎議場	教育長、次長、課長、平田、中村
17	火	市内中学校卒業式	9:30	市内各中学校	教育委員、教育長、課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
18	水	市内小学校卒業式	9:30	市内各小学校	教育委員、教育長、次長、各課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
18	水	臨時校長会	15:30	有明公民館	教育長、課長、平田、中村
19	金	議会閉会	10:00	有明庁舎議場	教育長、次長、課長
23	月	拡大経営会議	8:30	外港庁舎	教育長、次長、課長
26	木	3月定例記者会見	10:00	外港庁舎	平田
26	木	学校給食会理事会	14:00	学校給食センター	課長
30	月	定例教育委員会	13:30	有明庁舎相談室	教育委員、次長、課長
31	火	令和元年度退職者辞令交付式	11:30	議会会議室	教育長、次長、課長、平田、中村、森田、園田、小鉢

島原市教育委員会 4月定例会報告事項

【令和2年3月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
2	月	島原城跡保存活用計画策定学識委員と市長との面談	13:00	外港庁舎	教育長、次長、課長
6	金	建築士会へ埋蔵文化財に係る手続き等の説明	18:30	森岳公民館	※延期
8	日	第69回初市顕彰俳句会	12:00	霊丘公民館	※中止
12	木	会計年度任用職員「少年センター指導監」面接	11:00	有明公民館	課長、藤井
14	土	第38回島原半島文化賞授賞式・第39回康平忌	10:00	島原文化会館	※中止
18	水	第2回少年センター運営協議会	15:00	森岳公民館	※中止
18	水	市民文化講座「近世初期における大名と古典」	19:00	森岳公民館	※延期
19	木	島原図書館駐車場整備に係る長崎刑務所との境界確認	9:30	図書館駐車場	課長、中村
19	水	社会教育担当者会	16:00	白山公民館	課長、藤井
20	金	子ども狂言おさらい会	16:00	島原文化会館	※中止
22	日	市民文化講座「これからの日米親善人形交流」	15:00	島原城観光復興記念館	※延期
24	火	地域おこし協力隊面接	9:00	有明庁舎	課長、中村
26	木	島原七万石を踊る会へ島原半島文化章の授与	9:30	外港庁舎	市長、課長
26	木	社会教育委員の会	14:00	有明公民館	※中止
27	金	第2回島原市立公民館運営審議会	14:00	三会公民館	※中止
28	土	特別講座「“文化財保護”ってなあに？」	10:00	森岳公民館	※中止
※ 各地区にて高齢者学級0回「予定中止1回」（担当：野口）・女性学級0回開催「予定中止4回」（担当：松本）					

【付記事項】

1	日	有明町文化協会おさらい芸能大会	13:00	有明文化会館	※中止
8	日	子ども会次期ジュニアリーダー研修会	13:00	杉谷公民館	※中止
18	水	小学校卒業式	9:30	大三東小学校	課長
27	金	島原市社会福祉協議会評議員会	13:30	島原市福祉センター	課長

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(スポーツ課)

[illegible]

令和2年 4月行事予定表

令和2年3月30日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定
◎ 教育長出席
○ 教育次長出席
△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	水		教職員辞令交付式 13:30 有明総合文化会館多目的ホール ◎○△		
2	木			会計年度任用職員採用通知書交付式 9:30 有明公民館 ◎○△	
3	金		島原市会計年度任用職員辞令交付式 9:30 有明総合文化会館研修室 ◎○△		
4	土				
5	日				
6	月		小中学校始業式		
7	火		中学校入学式 ◎○△		
8	水		小学校入学式 ◎○△		
9	木		定例校長会 9:30 有明公民館大ホール ◎○△		
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水		定例教頭会 9:30 有明公民館大ホール ◎○△		
16	木	第1回長崎県都市教育長協議会 14:00 長崎市 ◎			
17	金				
18	土				
19	日	島原市新庁舎落成記念式典 10:00 新庁舎 ◎			市民親睦サッカー大会8:30平成多目的広場
20	月				
21	火				
22	水				
23	木				
24	金	島原市防災会議(予定) 13:30 有明総合文化会館 ◎○		県・市少年センター連絡会議 14:00 長崎県庁 △	
25	土				
26	日				
27	月				
28	火				
29	水	昭和の日 	昭和の日 	昭和の日 	昭和の日 
30	木				



島 原 市 教 育 大 綱

令和 2 年 3 月

長 崎 県 島 原 市

1 策定の趣旨

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

島原市におきましても法改正の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「島原市教育大綱」を策定し“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”の実現に向けて取り組んできました。

現行大綱の対象期間が令和元年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、島原市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、島原市総合教育会議での協議結果を踏まえ、新たに第2期の「島原市教育大綱」を策定するものです。

2 位置付け

本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、島原市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、島原市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。

また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」において展開することとします。

3 対象期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

4 目標

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

(1) 学力向上対策の充実

確かな学力を身に付けるとともに、グローバル化や情報化が急速に進む現代社会において、主体的に課題を解決し、能力を生かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。

(2) 地域と連携した豊かな心の育成

あいさつ運動や地域行事等の活動を通して郷土愛を育み、積極的に学校を地域に開き、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

また、幼児・園児を含む就学前教育についても、福祉・医療の関係機関及び幼・保・小との連携を軸とした教育に取り組みます。

さらに、いじめ・不登校・虐待問題については、医療機関等と連携し、行政・学校・専門機関が一体となり、相談業務の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。

(3) 国際化、情報化に対応した人材の育成

小・中学校における外国語教育のさらなる充実を図るため、授業における ALT の有効活用や、自分の考えをしっかりと表現できるようなコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。

また、情報化社会を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取組を進めます。

(4) 健やかな体の育成

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進するとともに、就学前から小・中学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。

2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

(1) 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学ぶことができ、学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。

社会教育関係団体の育成を図り、地域に根ざした活動の活性化を通して、会員の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。

(2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域の役割を再認識させ、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。

子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。

(3) 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

市民共有の財産である歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができる機会を拡充し、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

(1) ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたスポーツ活動の提供・充実に努めます

(2) 夢を育むジュニアスポーツの充実

「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。

(3) スポーツを活用した地域活性化

ラグビーワールドカップ日本大会の公認キャンプ地、東京2020オリンピックレスリング競技やパラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実したスポーツ施設を有効活用して、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等を誘致することにより「国際観光スポーツ交流都市」としての位置付けを確かなものにし交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

(1) 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

公共施設等総合管理計画（個別施設計画）を基にした長寿命化改修によりトータルコストの低減を図りつつ、施設の耐久性を高め、建物の機能や性能を現代の社会的要請に応じたものへと整備を進めます。

（２）時代ニーズに即した質の高い環境の整備

空調設備やトイレなどの住環境設備を時代ニーズに応じた、快適で安心して利用できるものへと整備を進めます。

また、情報活用能力の育成、スキル定着を図るため学校 ICT 環境の整備充実を進めるとともに、効果的教育を実現するため教員の指導力向上を図ります。

（３）誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策により、誰もが安心して修学するための学びのセーフティネット制度の推進を図ります。

本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向け全力で取り組みます。

なお、対象期間の中途において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができますものとします。

令和２年３月２５日

島原市長 古川 隆三郎